

施設運営使用細則及び管理規程

第1条（目的）

ご入居者様（以下「入居者様」といいます。）が喜和屋運輸有限公司（以下「会社」といいます。）が設置し、運営管理を行う有料老人ホーム（以下「施設」といいます。）のご利用に際し必要な細則について、下記のとおり施設運営使用細則及び管理規程（以下「細則」といいます。）を定めます。

第2条（細則のご承諾）

入居者様は施設への入居に際し、細則に定まる事項について予めご承諾願います。

第3条（職員の体制）

施設には、「有料老人ホーム重要事項説明書 P6」に記載する、施設長その他必要な人員を配置して、施設の日常運営と維持管理を行います。

2. 前項の職員数又は配置方法は、入居者数及び運営方法の改善等必要に応じて、変更することがあります。

第4条（施設構成）

施設の構成は次の通りです。

- ①専用居室…入居者様各自の専用に供される居室をいいます。
- ②共用施設…入居者様全員の共用に供される部分で「有料老人ホーム重要事項説明書 P13」に記載してあります。
- ③管理用部分…事務所・洗濯室・倉庫等で会社が施設の運営管理に使用する部分をいいます。

第5条（入居者様以外の者の施設利用）

地域社会に親しまれる施設を目指す目的で、施設が許可する者に対し、施設の一部を利用させることが出来るものといたします。

第6条（医療施設への一時移転）

入居者様が病気にかかったり精神的に異常の状態を呈し、ご本人又は他の入居者様の健康状態に悪影響を及ぼすと認められるとき、又は他の入居者様に迷惑を及ぼす恐れがあるときは、ご本人又は身元引受人の承諾を得て、一時的に相当の医療施設に入居者様を移すことができるものと致します。

第7条（施設への届出）

入居者様は、次の各号の一に該当するときは、事前に又は速やかに届け出て頂きます。

- ①居室等の鍵を紛失したとき。
- ②欠食するとき。
- ③外出又は外泊するとき。
- ④来客が宿泊するとき。
- ⑤多目的室その他共用施設を使用するとき。

第8条（サービス体制）

原則として、24時間体制によりサービス提供を行います。

但し、夕食終了時から翌日の朝食開始までの間は「夜間体制」となりますので、介護サービスに限らせて頂きます。事務業務及び面会時間は毎日、9：00～18：00とします。

但し、緊急時及びやむを得ぬ事情の場合は適宜対処させて頂きます。

第9条（レクリエーション・行事）

行事については、お誕生会、お花見、音楽会、及び季節の行事等を盛り込み、充実した余暇活動を提供させて頂きます。

具体的な方法については、入居者様のご意見も参考にさせて頂き、できるだけ多くの方々が参加頂けるように致します。

尚、特別な行事（施設外へ出る場合等）のときは、食費、交通費、拝観費等の費用をお支払い頂く場合があります。

第10条（入居者様以外の方の宿泊料金）

入居者様のご家族、ご友人等が専用居室以外の宿泊設備に宿泊される場合、有料となります。その料金は施設が定める料金表に記載しております。

尚、ご入居の専用居室内での同宿は、やむをえない場合を除き禁止となっておりますので、同宿を希望される場合は必ず、事務所までお申し出願います。

第11条（金銭等の管理）

施設内にはいろいろな方が出入りし、又居室内にも清掃や介護その他により従業員も出入り致します。（入居者様のご指示により、入室を禁止された場合は入室することはありません）また施設へ出入りする者のチェックや従業員の身元については万全の措置を講じておりますが、万一施設内において盗難等が発生しても犯人の特定は困難であると思われま

す。よって金銭等の管理保管については、原則としてご本人が管理、保管することといたしますが、心身の障害やその他やむを得ない理由により、本人管理が困難と認められる場合には、別添「グランドホーム古国府 預り金管理規程」に従います。

附則：平成18年4月1日作成

平成24年4月1日改定